造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式について(改正) (林業技能士に関する評価基準の追加)

関東森林管理局が発注する造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式について、 令和7年4月1日以降に入札公告を開始する事業から林業技能士に関する評価基準を追加 し、併せて評価項目と得点配分の見直しを行いましたのでお知らせします。

1 改正の概要

令和6年8月、厚生労働省において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に 基づく技能検定の職種に「林業職種」が新設されたところです。

同検定は林業従事者の技能向上とともに、国による公証制度導入に伴い林業従事者の就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与することを目的としています。

国有林野事業においてもその普及に向けた取組の一環として、造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式において林業技能士を評価することとし、林業技能士に関する評価基準を追加するなど、一部改正を行いました。

2 主な改正点

- ア 林業技能士の資格を有する配置予定技術者(現場代理人)を評価します。
 - ※ 林業技能士(1級又は2級)が対象(3級、基礎級は対象外)。
- イ 林業技能士を配置する企業を評価します。
 - ※ 当該事業に林業技能士を配置している場合に評価します(1級、2級、3級、 基礎級のいずれでも可。)。
- ウ 評価項目における評価基準及び配点の見直し

上記アの評価項目を追加したことに伴い、評価項目における評価基準及び配点についても一部見直しを行っています。

詳細については、下記のリンク先に掲載している「技術提案書作成要領」をご確認ください。

また、技術提案書の様式についても一部変更しております。<u>入札公告日が令和7</u> <u>年4月1日以降の公告から適用</u>となりますので、最新の様式を下記アドレスからダウンロードして下さい。

※ リンク先:

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/241217.html

3 林業技能検定について

林業技能検定の詳細については、林野庁HPをご確認ください。

林業技能検定:林野庁HPリンク先:

https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/241210.html

また、林業技能検定の試験日程や試験の実施場所等の詳細は、林業技能向上センターのHPで公開されています。

一般社団法人林業技能向上センターHP 林業技能検定(外部リンク)先:

https://ringyou-gino.org/skill/index.php